コロナ.3

★令和5年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

	No.	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	交付金の区分 重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B2 国の R4予算分（交付限度額④）	B3 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B3' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B4 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B4' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP, 広報紙など）	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
														合計	515,161	512,675	13,129	0	0	224,738	263,220	11,588	2,486	0													
低所得者世帯給付金に係る部分	1	R4	単	○	○	東松山市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金【低所得者世帯給付金】		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		263,220	263,220					263,220				①コロナ禍における価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対して重点的な支援措置を実施するため、1世帯につき30,000円の重点支援給付金を支給する。 ②事業費 ③・給付金：8,739世帯×30,000円=262,170,000円 ・給付金（基準日違いによる延長分）：8,739世帯×0.4%≒35世帯×30,000円＝1,050,000円 ④基準日時点で市内に住民登録のある令和5年度住民税非課税世帯及び基準日違いの転入住民税非課税世帯（8,739世帯+35世帯＝8,774世帯）	－	－	○	－	R5.6	R6.3	対象世帯に対する給付率90%超	DM 市ホームページ 広報紙 SNS ポスター リーフレット 関係機関への協力要請			R5補正（地）
事務費	2	R4	単	○	○	東松山市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（事務費）		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		11,588	11,588						11,588			①コロナ禍における価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対して重点的な支援措置を実施するために必要な事務経費。 ②事務費 ③・会計年度任用職員報酬・費用弁償：308,000円 ・消耗品費・印刷製本費：742,000円 ・郵便料、電話料、口座振替手数料等：2,063,000円 ・システム保守及び改修委託、人材派遣委託：6,626,000円 ・PC等レンタル費用：1,849,000円 （合計）11,588千円 ④地方公共団体（市内に住民登録のある令和5年度住民税非課税世帯	－	－	○	－	R5.6	R6.3	対象世帯に対する給付率90%超	DM 市ホームページ 広報紙 SNS ポスター リーフレット 関係機関への協力要請			R5補正（地）
低所得者世帯給付金以外に係る部分	3																																				
	4																																				
	5																																				
事務費	6																																				
	7																																				
	8	R4	単	○	－	東松山市水道事業会計繰出・補助（水道料金減免事業） 国の R4予備費（重点交付金分）充当分		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援	物価高騰の影響は、全ての生活者と事業者に及ぶ。ライフラインの一部である水道料金を減免することで間接的には全ての生活者と事業者の負担を軽減することができる。	220,000	220,000				220,000					（No.11と同一事業） ①コロナ禍における物価高騰に直面する市民や事業者を支援するため、水道料金の基本料金を6か月分免除する。 ②水道事業会計への繰出金 ③・基本料金免除額：6か月231,000千円（公共施設を除く） ※4月から9月まで一月当たり 23,700件 38,500千円 ・減免に伴うシステム改修費 1,300千円 （合計） 232,300千円（内220,000千円） 【参考】 （基本料金2ヶ月分、口径13,20,25mm：1,500円、30mm：11,200円、40mm：20,200円、50mm：30,000円 75mm：77,200円 100mm：129,000円 150mm：284,000円） ※奇数月検針 4、6、8月請求分 偶数月検針 5、7、9月請求分 毎月検針 4、5、6、7、8、9月請求分 ④市内の全水道使用者（公共施設を除く）	－	－	－	－	R5.4	R5.9	基本料金免除者数（公共施設を除く）／基本料金免除対象者数（公共施設を除く） 100%	市HP、水道HP、検針票			R5補正（地）
	9	R4	単	○	－	東松山市自治会防犯灯電気料負担軽減支援事業		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		2,070	2,070				2,070					①コロナ禍における電気料金の高騰に直面する自治会を支援するため、防犯灯電気料支援金を交付する。 ②自治会が管理する防犯灯の電気料金の値上がり相当分 ③・防犯灯電気料支援金 1灯あたり 380円（R5.6月～R6.3月分） 自治会が管理する防犯灯数 5,392灯（R5.4.1時点） →380円×5,392灯＝2,048,960円 ・自治会への通知に係る郵便料 →84円×120自治会×2回＝20,160円 ⇒2,048,960円+20,160円＝2,069,120円 ④市内120自治会	－	－	－	－	R5.6	R6.3	支援金を交付する自治会の数／防犯灯を管理する自治会の数 100%	市HP			R5補正（地）
	10	R4	単	○	－	東松山市商店街緊急支援事業		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		2,668	2,668				2,668					①コロナ禍における電気料金の高騰に直面する商店街を支援するため、街路灯電気料支援金を交付する。 ②商店会が管理する街路灯電灯料金単価の値上がり相当分の1/2 ③・街路灯電気料支援金 街路灯1基あたりの支援額 値上がり相当分6,000円×1/2＝3,000円（R5.6月～R6.3月分） 商店会が管理する街路灯数 888基 →3,000円×888基＝2,664,000円 ・各商店会への通知に係る郵便料 →84円×18商店会×2回＝3,024円 ⇒2,664,000円＋3,024円＝2,667,024円 ④市内18商店会	－	－	－	－	R5.6	R6.3	支援金を交付する商店会の数／街路灯を管理する商店会の数 100%	市HP 商店会への通知			R5補正（地）
	11	R4	単	○	－	東松山市水道事業会計繰出・補助（水道料金減免事業） 国の R4補正予算（通常分）充当分		○	－	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		12,300	12,300	12,300								（No.8と同一事業） ①コロナ禍における物価高騰に直面する市民や事業者を支援するため、水道料金の基本料金を6か月分免除する。 ②水道事業会計への繰出金 ③・基本料金免除額：6か月231,000千円（公共施設を除く） ※4月から9月まで一月当たり 23,700件 38,500千円 ・減免に伴うシステム改修費 1,300千円 （合計） 232,300千円（内12,300千円） 【参考】 （基本料金2ヶ月分、口径13,20,25mm：1,500円、30mm：11,200円、40mm：20,200円、50mm：30,000円 75mm：77,200円 100mm：129,000円 150mm：284,000円） ※奇数月検針 4、6、8月請求分 偶数月検針 5、7、9月請求分 毎月検針 4、5、6、7、8、9月請求分 ④市内の全水道使用者（公共施設を除く）	－	－	－	－	R5.4	R5.9	基本料金免除者数（公共施設を除く）／基本料金免除対象者数（公共施設を除く） 100%	市HP、水道HP、検針票			R5補正（地）
	12	R4	補	○	－	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	厚生労働省	○	－	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		3,315	829	829						2,486		（生活困窮者自立支援の機能強化事業） ①コロナ禍において増加傾向にある生活困窮者に対し、速やかに支援を実施するため、自立相談支援機関の体制整備を行う。 ②有期で雇用する事務職員1名の給与、諸手当及び共済費 ③給与1,999,272円＋諸手当803,398円＋共済費512,591円=3,315,249円 ④地方公共団体（生活困窮者自立相談支援機関）	－	－	－	－	R5.4	R6.3	生活困窮者自立相談支援事業の相談件数 令和5年度／令和4年度＝120%	市HP、リーフレット、関係機関への説明			R4補正（国）